第十四条第一項の表第百十四条第二項第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条第三項	連合会	都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）
	存続組合	地方公共団体情報システム機構
	同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。
	ものとする	ことができる

第十四条第一項の表第百十四条第八項第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条の二第一項各号列記以外の部分	連合会	第百十四条の二第一項第一号及び第三項第一号、第百十四条の二の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第百十四条の三第一項第四号
	存続組合	住所又は個人番号
	住所	生年月日
	生年月日又は個人番号	

第十四条第一項の表第百十四条の三第二項の項の次に次のように加える。

第百十四条の三第三項	連合会	知事等
	存続組合	地方公共団体情報システム機構
	知事等	ものとする
	ことができる	
第百十四条の三の二第一項第二号	住所	
	住所又は個人番号	
第百十四条の三の二第二項	連合会	知事等
	存続組合	地方公共団体情報システム機構
	知事等	ものとする
	ことができる	
第百十四条の三の三第一項第二号	住所	
	住所又は個人番号	
第百十四条の三の三第二項第四号	生年月日	
	生年月日又は個人番号	

第十四条第一項の表第百十四条の三第二項の項の次に次のように加える。

第百十四条の三第三項	連合会	知事等
	存続組合	地方公共団体情報システム機構
	知事等	ものとする
	ことができる	
第百十四条の三の二第一項第二号	住所	
	住所又は個人番号	
第百十四条の三の二第二項	連合会	知事等
	存続組合	地方公共団体情報システム機構
	知事等	ものとする
	ことができる	
第百十四条の三の三第一項第二号	住所	
	住所又は個人番号	
第百十四条の三の三第二項第四号	生年月日	
	生年月日又は個人番号	

第十四条第一項の表第百十四条の三第三項の項の次に次のように加える。

第百十四条の三第三項	連合会	知事等
	存続組合	地方公共団体情報システム機構
	知事等	ものとする
	ことができる	
第百十四条の三の四第一項第一号	住所	
	住所又は個人番号	
第百十四条の三の四第一項第五号	生年月日	
	生年月日又は個人番号	

第十四条第一項の表第百十四条の三の四第二項第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条の三の四第四項	連合会	知事等
	存続組合	地方公共団体情報システム機構
	知事等	ものとする
	ことができる	
第百十四条の三の五第一号	住所	
	住所又は個人番号	

第十四条第一項の表第百十四条の三の七第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の三の七第一項第一号	住所	
	住所又は個人番号	
第百十四条の三の七第一項第三号	生年月日	
	生年月日又は個人番号	

第十四条第一項の表第百十四条の三の七第三項第一号の項の次に次のように加える。

第百十四条の三の七第四項	連合会	知事等
	存続組合	地方公共団体情報システム機構
	知事等	ものとする
	ことができる	
第百十四条の四第一項第一号及び第百十四条の六第一項第一号	住所	
	住所又は個人番号	
第百十四条の六第一項第三号	生年月日	
	生年月日又は個人番号	